

一本松小学校いじめ防止基本方針 ～ダイジェスト版～

平成30年4月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心理的苦痛を感じているものをいう。 *法第2条で定められた定義

② いじめを防止するための基本理念

すべての子供が健やかに成長していくために、自己の特性や可能性や長所等を互いに認め合い、温かい人間関係の中で自己実現をめざし伸び伸びと生活することができるような場や居場所をつくっていく。

③ いじめを防止するための方向性

- ・子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するために、学校はその役割を自覚し、保護者や地域と協力し広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子供は、自らが安心して豊かに生活できる様、いじめを許さない子供社会の実現に努める。
 - ◆いじめの未然防止（学校風土、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成）
 - ◆早期発見・早期対応（いじめを見逃さない体制、教育相談体制、教職員の資質の向上）
 - ◆適切な対処・措置（児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化）

④ 学校いじめ防止基本方針策定の目的

一本松小学校いじめ防止基本方針は、基本理念・方向性のもと、いじめの問題への対策を教職員・児童・保護者・地域が主体的・相互に協力しながら、いじめの防止及び解決を図るために、子供の健全育成・いじめのない学校の実現をめざすことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組（「いじめ防止対策委員会」の設置）

① 組織の構成

構成員：管理職、教務主任、学年代表、児童支援専任、養護教諭（児童理解児童指導部）
（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

② 組織の役割

- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成、運営、PDCA サイクルでの検証を行う。
- ・いじめ事案に対して、中核となり、情報の収集・記録・対応（役割分担含む）を行い、組織的に取り組む。

③ 内 容

児童理解・児童指導と関連する取り組み	
・旧担任から新担任への引き継ぎ	
・一本松スタイル確認（給食、掃除、学校のきまり等）	
・中部地域療育センターや各機関との連携および学習会	
・家庭訪問や個人面談による家庭環境の把握と連携	
・YP アンケート・プログラム実施（児童の思いの把握と人権感覚の育成）	
・ふりかえりカード（年2回）	
・いじめアンケートの実施	
・人権学習会	
・次年度に、向けての引き継ぎ	
＊月1回の児童の児童理解（全）	＊一本松スタイルの検証

3 いじめ防止及び早期発見の取組

① いじめ防止への取組

- ◆安心できる居場所づくり⇒相手を意識したあいさつ・話の聞き方・言葉づかいの指導
- ◆友人関係、集団づくり、社会性の育成⇒ふれあい活動、意図的計画的なYPの実践
- ◆わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業をめざす。）⇒公開授業参観
「豊かな心の育成」を根底にした研究・研修による教職員間の授業研究び学習会意見交換
- ◆校内規律⇒学校のきまり及び「一本松スタイル」の研修、児童指導・人権研修

② いじめの早期発見

- 「見過ごす」「見逃す」「先延ばしにする」ことを絶対に避ける。
- ◆目撃情報の収集・検討・対応⇒情報の確実な伝達（担任と児童支援専任へ）
- ◆健康観察の活用⇒一人ひとりの顔・声の確認
- ◆一人ひとりの児童とのコミュニケーションの意識化⇒児童との信頼関係の構築
- ◆保護者からの相談の受け入れ体制の充実⇒保護者との信頼関係の構築
- ◆専科授業や保健室の様子等、教室以外での児童の姿の把握⇒児童の多面的理解

③ いじめに対する措置

児童理解児童部（いじめ防止対策委員会）を中心に情報を共有し学校全体で慎重・丁寧に対応する。

○疑いがあるような行為を発見あるいは情報を得た場合は、事実の確認を行う。

○いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、再発を防止させるため、いじめを受けた児童・保護者やいじめを行った児童その保護者への支援助言を継続的に行う。

○いじめが起きた集団へは、児童の受け止め方に配慮しながら、「いじめは絶対に許されない行為であり根絶していく。」ことを伝え考えさせる。必要に応じ個別対応を行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じ、双方の保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置をとる。

○お互いが納得して解決できるよう、事案の情報を関係保護者と共有できる措置をとる。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案やネット上のいじめへの対応については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④ 研修の実施

教職員は、児童理解・児童指導研修やいじめ防止等に関する研修を毎月行う。

⑤ まちとともに歩む学校づくり懇話会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等で、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対処

重大事態の意味と調査報告

「生命、心身又は財産に重大な被害」いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号

○児童生徒が自殺を企画した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」 第28条第1項第2号の

不登校は年間30日を目安としている。が日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握し対応する。

*児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは教育委員会に報告・調査する。心のケアを行い、必要に応じ報告する。